

2026 年 10 月 1 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

各種規定の改定について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 坂爪 敏雄）では、各種規定について下記のとおり改定することといたしましたので、お知らせします。

当行では、2028 年度に予定している次世代バンキングシステム（※）への移行準備の一環として商品・サービスの見直しを行い、今回規定を改定する預金商品の新たな口座開設等のお取り扱いを終了しており、システム移行時にお取り扱いを廃止させていただくこととしております。詳細につきましては、2025 年 11 月 4 日付のニュースリリース文書をご確認ください。

これからもお客さまにご満足いただけるよう、サービス向上に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、改定後の規定は、改定前より取引されているお客さまにも適用させていただきます。

※SBI ホールディングス株式会社の子会社である SBI 地方創生バンキングシステム株式会社が提供する「地域金融機関向けクラウドベースの勘定系システム」です。

記

1. 改定する規定

規定名	規定改定日	商品の新規口座開設等の取扱終了日
貯蓄預金規定	2026 年 11 月 1 日	2025 年 11 月 28 日
納税準備預金規定		
通知預金規定（個別規定）		
定期積金規定（個別規定）		
定期性預金共通の規定		—
貯蓄預金スウィングサービス規定		

2. 改定内容

取り扱いの廃止等にかかる事項について、条文を追加しました。

詳細につきましては、別紙新旧対比表をご参照ください。

以 上

じもとグループは
SDGsに賛同しています本件に関する問合せ先
事務部事務管理課
電話：022-225-8240

「貯蓄預金規定」新旧対比表（※下表では改定部分のみ記載しております）

改定前	改定後
1～19 現行通り	1～19 現行通り
<u>新設</u>	<u>20.（商品の廃止）</u> 当行は、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、公表の際に定めた相当な期間の経過後に、この預金の取扱いを廃止できるものとします。
<u>新設</u>	<u>21.（廃止商品の取扱）</u> （1）第20条により当行がこの預金の取扱いを廃止したときは、当行は取扱廃止日にこの預金口座を当行が指定する他の預金商品へ切替えることができるものとします。なお、本項の規定によりこの預金口座を切替える場合は、当行はあらかじめ届出の氏名、住所宛に通知します。 （2）この預金口座を当行が指定する他の預金商品へ切替えた場合は、切替後の商品規定を適用するものとします。 （3）前項により、この預金口座が切替えられ残高がある場合には、通帳および届出の印章（または署名）ならびに当行が相当と認める本人確認資料を持参のうえ、当店に申出てください。
<u>20.（規定の変更）</u> ～略～	<u>22.（規定の変更）</u> ～略～

「納税準備預金規定」新旧対比表（※下表では改定部分のみ記載しております）

改定前	改定後
1～16 現行通り	1～16 現行通り
<u>新設</u>	<u>17.（商品の廃止）</u> 当行は、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、公表の際に定めた相当な期間の経過後に、この預金の取扱いを廃止できるものとします。
<u>新設</u>	<u>18.（廃止商品の取扱）</u> （1）第17条により当行がこの預金の取扱いを廃止したときは、当行は取扱廃止日にこの預金口座を当行が指定する他の預金商品へ切替することができるとします。なお、本項の規定によりこの預金口座を切替える場合は、当行はあらかじめ届出の氏名、住所宛に通知します。 （2）この預金口座を当行が指定する他の預金商品に切替えた場合は、切替後の商品規定を適用するものとします。 （3）前項により、この預金口座が切替えられ残高がある場合には、通帳および届出の印章（または署名）ならびに当行が相当と認める本人確認資料を持参のうえ、当店に申出てください。
<u>17.（規定の変更）</u> ～略～	<u>19.（規定の変更）</u> ～略～

「通知預金規定（個別規定）」新旧対比表（※下表では改定部分のみ記載しております）

改定前	改定後
1 ～ 4 現行通り	1 ～ 4 現行通り
<u>新設</u>	<u>5. (商品の廃止)</u> 当行は、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、公表の際に定めた相当な期間の経過後に、この預金の取扱いを廃止できるものとします。
<u>新設</u>	<u>6. (廃止商品の取扱)</u> (1) 第5条の規定により当行がこの預金の取扱いを廃止したときは、当行は取扱廃止日にこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本項の規定によりこの預金口座が解約される場合は、当行はあらかじめ届出の氏名、住所宛に通知します。 (2) 前項により、この預金口座が解約され残高がある場合には、通帳または証書および届出の印章ならびに当行が相当と認める本人確認資料を持参のうえ、当店に申出てください。なお、前項による解約後の残高に適用する利率は、その全額につき店頭に表示する毎日の普通預金利率によることとします。
<u>5. (規定の変更)</u> ～略～	<u>7. (規定の変更)</u> ～略～

「定期積金規定（個別規定）」新旧対比表（※下表では改定部分のみ記載しております）

改定前	改定後
1～6 現行通り	1～6 現行通り
<u>新設</u>	<u>7.（商品の廃止）</u> 当行は、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、公表の際に定めた相当な期間の経過後に、この積金の取扱いを廃止できるものとします。
<u>新設</u>	<u>8.（廃止商品の取扱）</u> （1）第7条の規定により当行がこの預金の取扱いを廃止したときは、当行は取扱廃止日にこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本項の規定によりこの預金口座が解約される場合は、当行はあらかじめ届出の氏名、住所宛に通知します。 （2）前項により、この預金口座が解約され残高がある場合には、証書および届出の印章ならびに当行が相当と認める本人確認資料を持参のうえ、当店に申出てください。なお、前項による解約後の残高に適用する利率は、その全額につき店頭に表示する毎日の普通預金利率によることとします。
<u>7.（規定の変更）</u> ～略～	<u>9.（規定の変更）</u> ～略～

「定期性預金共通の規定」 新旧対比表（※下表では改定部分のみ記載しております）

改定前	改定後
1 ～ 9 現行通り <u>新設</u> <u>1 0.</u> 期間限定商品及び特別金利商品等については、お近くの営業店でご確認ください。 <u>1 1.</u> 規定の変更 ～略～	1 ～ 9 現行通り <u>1 0.（通知等）</u> 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、<u>延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u> <u>1 1.</u> 期間限定商品及び特別金利商品等については、お近くの営業店でご確認ください。 <u>1 2.</u>（規定の変更） ～略～

「貯蓄預金スウィングサービス規定」新旧対比表（※下表では改定部分のみ記載しております）

改定前	改定後
1 ～ 1 2 現行通り	1 ～ 1 2 現行通り
<u>新設</u>	<u>1 3. 通知等</u> <u>届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u>
<u>新設</u>	<u>1 4. サービスの廃止</u> <u>当行は、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、公表の際に定めた相当な期間の経過後に、このサービスの取扱いを廃止できるものとします。</u>
<u>1 3. 規定の変更</u> ～略～	<u>1 5. 規定の変更</u> ～略～

2025年11月4日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙 台 銀 行

預金商品の新規口座開設等の取扱い終了について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 坂爪 敏雄）では、2028年度に予定している次世代バンキングシステム（※）への移行準備の一環として商品・サービスの見直しを行い、下記預金商品の新たな口座開設等のお取り扱いを終了させていただくこととなりましたのでお知らせします。

なお、対象の商品につきましては次世代バンキングシステムへの移行時に廃止させていただく方針です。

これからもお客さまにご満足いただけるよう、サービスの向上に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

※SBIホールディングス株式会社の子会社であるSBI地方創生バンキングシステム株式会社が提供する「地域金融機関向けクラウドベースの勘定系システム」です。

記

1. 新規のお取り扱いを終了する商品

商品名	新規の口座開設・定期積金の新規ご契約取扱終了日
貯蓄預金	2025年11月28日（金）
納税準備預金	
通知預金	
定期積金	

2. 代替商品について

- （1）貯蓄預金、納税準備預金、通知預金につきましては、普通預金もしくは定期預金をご案内申し上げます。
- （2）定期積金につきましては、定期積金同様に毎月お積み立ていただける積立式定期預金を準備しております。

3. すでに口座・定期積金の契約をお持ちのお客さまのご利用について

商品名	ご利用可能なお取引等
貯蓄預金	2028 年度に予定している次世代バンキングシステムへの移行時に廃止する方針です。 廃止までは引き続きご利用いただけますが、代替商品への預け替えをご検討ください。
納税準備預金	
通知預金	新たな口座開設及び現在お持ちの口座への預入れはできませんが、現在お預入れのものにつきましては解約されるまでご利用いただけます。 なお、2028 年度に予定している次世代バンキングシステムへの移行時に廃止する方針です。
定期積金	ご契約中のものは引き続きお積み立ていただけます。 なお、2028 年度に予定している次世代バンキングシステムへの移行時に廃止する方針です。

以 上

じもとグループは
SDGsに賛同しています

